

平成 22 年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、平成 22 年度財政援助団体等監査を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、矢崎一郎監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、練馬区観光協会の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 22 年 8 月 26 日から 9 月 15 日までの間において実日数 13 日間

(2) 監査の方針と視点

平成 22 年度練馬区監査基本計画に沿い、以下の方針により実施した。

ア 財政援助団体（補助団体）、出資団体については、団体の事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達しているか、所管課は指導監督を適切に行っているかを主眼として実施した。

イ 指定管理者については、協定書等に基づいて業務が適正かつ効率的に執行されているか、施設の安全確保等が適切に図られているか、施設の所管課は指導監督を適切に行っているかを主眼として実施した。

なお、この監査の実施に当たっては、これまでの監査結果を踏まえるとともに、つぎの諸事項に留意した。

ア 財政援助団体（補助団体）

【団体関係】

(ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

(イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

(ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

(エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

(カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

(キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。

(ク) 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。

【所管課関係】

- (ア) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (エ) 補助金等の効果および条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (オ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

イ 出資団体

【団体関係】

- (ア) 定款（寄付行為）ならびに経理規程等諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- (カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- (キ) 金庫管理、公印の管理等、内部統制組織は機能しているか。
- (ク) 公益法人化の対応は図られているか。

【所管課関係】

- (ア) 出資目的および出資金額等は妥当か。
- (イ) 出資金等の支出手続は適正か。
- (ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

【団体関係】

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか。
(管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)。
- (オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。

- (ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適正になされているか。
- (ク) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。
- (シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

- (ア) 指定管理者の指定は、適正に行われているか。
- (イ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (ウ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (エ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (オ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (カ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、指示を行っているか。
- (キ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (ク) 施設管理運営のノウハウを区側も共有する仕組みを構築しているか。

(3) 監査対象団体

別表「平成 22 年度財政援助団体等監査実施団体」のとおり

2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

なお、補助金交付等に係る事務処理について不適切な事例が見られたので指導した。

○ 認証保育所運営費等補助金に係る適切な事務について（指摘事項）

(1) 実績報告書について

一部の事業者の実績報告書提出漏れを所管課が見過ごしていた。

(2) 収支明細について

実績報告書および添付書類を確認したところ、任意の添付書類として「練馬区認証保育所事業決算報告書」があったが、補助対象経費と補助対象外経費が区分された様式とはなっていなかった。また、今回監査した事業者が整備している帳簿その他証拠書類を確認したところ、この帳簿等からも補助対象経費と補助対象外経費の明確な区分ができていない事業者があった。

(3) 認証保育所Aについて

補助金に係る収入および支出の状況を記載した帳簿その他証拠書類として、事業者から提出された勘定元帳の写しを確認したところ、下記経費が計上されていた。

- ① 福利厚生費として新年会費
- ② 交際接待費
 - ゴルフ場利用料
 - ファミリーレストラン飲食代
- ③ 個人所有車の維持管理費
 - 車両維持費（ガソリン代、車検代等）
 - 保険料

上記経費は、練馬区認証保育所運営費等補助要綱の別表1に示された補助対象経費には該当しない。

練馬区認証保育所運営費等補助要綱第12条によれば、「事業者は、毎年度の終了後30日以内に、練馬区認証保育所運営費等補助金事業実績報告書（第7号様式）につぎの各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。(1)練馬区認証保育所運営費等補助金事業実績額内訳書（第8号様式）(2)その他区長が必要と認める書類」とある。更に、同要綱第16条によれば、「事業者は、この補助金に係る収入および支出の状況を記載した帳簿その他証拠書類を整備し、区長の求めに応じて提出できるようにしなければならない。」とある。

については、補助金の収支明細を確認できる添付書類の様式を新たに整備し、事業者に提示されたい。また、実績報告書の確認の徹底を図るとともに、補助金に係る収支状況を把握し、補助金が対象外経費に流用されないことがないよう、事業者への指導監督の徹底に努められたい。(児童青少年部)

平成22年度財政援助団体等監査実施団体 ※公は公の施設の指定管理者

実施日	団体名(施設名)	団体名(施設名)
8月30日 (月)	〔せらび光が丘〕 株式会社日本ケアリンク 【認知症高齢者グループホーム補助金】	〔神石介護老人保健施設〕 医療法人社団龍岡会 【介護老人保健施設整備費補助金】
	〔エンゼルベア・ナーサリー上石神井〕 株式会社ワコム 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔手をつなぐ親の会幼児教室〕 練馬手をつなぐ親の会 【心身障害児(者)通所訓練事業運営費補助金】
8月31日 (火)	〔ビーフェアこども愛々保育園武蔵関〕 ビーフェア株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔練馬区商店街連合会〕 【練馬区商工業団体補助金】 【いきいき商店街支援事業補助金】 【活力ある商店街づくり補助金】
	〔練馬区商店街振興組合連合会〕 【練馬区商工業団体補助金(プレミアム付区内共通商品券販売補助金)】	
	〔障害者施策推進課補助金事前書類監査〕 《対象：心身通所訓練・精神共同作業所・民間施設補助金》	〔保育課補助金事前書類監査〕 《対象：認証保育所・認定こども園運営費補助金》
9月1日 (水)	〔こどもくらぶ じゃんけんぼん〕 特定非営利活動法人じゃんけんぼん 【放課後児童等の広場(民間学童保育補助金)】	〔社団法人練馬区医師会〕 【練馬区地域医療推進事業補助金】 【訪問看護ステーション事業運営費補助金】 【磁気共鳴画像診断装置設置補助金】 【マンモグラフィ機器購入費補助金】
9月6日 (月)	〔さつき保育園練馬ルーム〕 フミ・コーポレーション株式会社 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔石神井町福祉園〕 公 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 《指定管理者管理業務費》
	〔やすらぎミラージュ〕 社会福祉法人章佑会 【老人福祉施設等施設整備費補助金】	〔あかねの会就労支援室〕 社会福祉法人あかねの会 【民間施設運営費等補助金】 【通所者交通費助成】
9月7日 (火)	〔しらゆり荘(知的障害者生活寮)〕 公 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 《指定管理者管理業務費》	〔高野台ディサービスセンター〕 公 社会福祉法人安心会 ※利用料金制
	〔練馬区都市整備公社〕 《補助金・出捐金》	〔練馬区観光協会〕 《補助金》
	〔練馬区社会福祉協議会〕 《補助金》 【喫茶コーナー運営事業補助金】 【チェアキャブ運行事業補助金】 【権利擁護センター補助金】	〔練馬区社会福祉事業団〕 《補助金・出捐金》
9月8日 (水)	〔練馬区職員互助会〕 《補助金》	〔介護支援事業所 縁〕 (書類監査) 〔シニアふれあい練馬〕 〔難病者移送サービス〕 〔すずらんの会〕 〔通院・移送センタータンポポ〕 〔日本ライフアシスト協会〕 【非営利地域福祉活動補助金】 《補助金》
	〔練馬区シルバー人材センター〕 《人件費補助金、運営費補助金》 【高齢者就業・社会支援事業補助金】	
	〔老人クラブ補助金] 140クラブ (書類監査) 【老人クラブ助成事業補助金】 《補助金》	
	〔ねりまファミリーバック〕 《補助金・出捐金》	

実施日	団体名(施設名)	団体名(施設名)
9月9日 (木)	〔おひさま保育園〕 株式会社おひさま 【運営費補助金(認証保育所経費)】	〔大泉学園実習ホーム〕 大泉学園実習ホーム運営委員会 【心身障害児(者)通所訓練事業運営費補助金】 【通所者交通費助成】
	〔第二大泉学園実習ホーム〕 大泉学園実習ホーム運営委員会 【精神障害者共同作業所運営費補助金】 【通所者交通費助成】	
9月13日 (月)	〔石神井公園区民交流センター〕 公 練馬建物総合管理共同組合 《指定管理者管理業務費》	〔すくすくキッズ〕 有限会社ビービーエー 【運営費補助金(認証保育所経費)】
9月14日 (火)	〔男女共同参画センターえーる〕 公 特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構 《指定管理者管理業務費》 《光熱水費》	〔中村南スポーツ交流センター〕 公 東京ドームグループ ※利用料金制
9月15日 (水)	〔石神井障害者地域生活支援センターういんぐ〕 公 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 《指定管理者管理業務費》	〔文化振興協会〕 財団法人練馬区文化振興協会 【出捐金】 【文化振興協会人件費補助金】 【文化振興協会運営費補助金】 【文化振興協会事業費補助金】
	〔白百合福祉作業所〕 公 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 《指定管理者管理業務費》	
	〔マミーズハンド武蔵関〕 株式会社日本医療事務センター 【運営費補助金(認証保育所経費)】	

※ 公認会計士による事前調査

実施日	団体名(施設名)
9月1日 (水)	〔石神井町福祉園〕 公 社会福祉法人 東京都知的障害者育成会
9月2日 (木)	〔高野台サービスセンター〕 公 社会福祉法人 安心会
9月8日 (水)	〔文化振興協会〕 出資団体 財団法人練馬区文化振興協会
9月9日 (木)	〔認証保育所マミーズハンド武蔵関〕 財政援助団体 株式会社 日本医療事務センター